

第53回宍粟市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成25年5月28日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 議 5月28日 午前9時30分宣告（第2日）

議事日程

- | | | |
|-------|---------|-------------------|
| 日程第 1 | 第 44号議案 | 宍粟市副市長の選任について |
| 日程第 2 | 第 45号議案 | 宍粟市教育委員会委員の任命について |
| | 第 46号議案 | 宍粟市教育委員会委員の任命について |
| | 第 47号議案 | 宍粟市教育委員会委員の任命について |
| 日程第 3 | 第 48号議案 | 宍粟市公平委員会委員の選任について |
| | 第 49号議案 | 宍粟市公平委員会委員の選任について |
| | 第 50号議案 | 宍粟市公平委員会委員の選任について |
| 日程第 4 | 第 51号議案 | 宍粟市監査委員の選任について |
| 日程第 5 | 第 52号議案 | 宍粟市監査委員の選任について |
| 日程第 6 | 第 53号議案 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| | 第 54号議案 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| | 第 55号議案 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| | 第 56号議案 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
| | 第 57号議案 | 人権擁護委員候補者の推薦について |
-

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|-------------------|
| 日程第 1 | 第 44号議案 | 宍粟市副市長の選任について |
| 日程第 2 | 第 45号議案 | 宍粟市教育委員会委員の任命について |
| | 第 46号議案 | 宍粟市教育委員会委員の任命について |
| | 第 47号議案 | 宍粟市教育委員会委員の任命について |
| 日程第 3 | 第 48号議案 | 宍粟市公平委員会委員の選任について |
| | 第 49号議案 | 宍粟市公平委員会委員の選任について |
| | 第 50号議案 | 宍粟市公平委員会委員の選任について |

日程第 4 第	51号議案	宍粟市監査委員の選任について
日程第 5 第	52号議案	宍粟市監査委員の選任について
日程第 6 第	53号議案	人権擁護委員候補者の推薦について
	第 54号議案	人権擁護委員候補者の推薦について
	第 55号議案	人権擁護委員候補者の推薦について
	第 56号議案	人権擁護委員候補者の推薦について
	第 57号議案	人権擁護委員候補者の推薦について

応 招 議 員 (1 8 名)

出 席 議 員 (1 8 名)

1 番 林 克 治 議員	2 番 稲 田 常 実 議員
3 番 飯 田 吉 則 議員	4 番 大 畑 利 明 議員
5 番 鈴 木 浩 之 議員	6 番 伊 藤 一 郎 議員
7 番 榎 橋 美 恵 子 議員	8 番 西 本 諭 議員
9 番 秋 田 裕 三 議員	1 0 番 藤 原 正 憲 議員
1 1 番 東 豊 俊 議員	1 2 番 福 嶋 齊 議員
1 3 番 小 林 健 志 議員	1 4 番 山 下 由 美 議員
1 5 番 岡 前 治 生 議員	1 6 番 実 友 勉 議員
1 7 番 高 山 政 信 議員	1 8 番 岸 本 義 明 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に参加した者の職氏名

事 務 局 長 中 村 司 君	書 記 宮 崎 一 也 君
書 記 清 水 圭 子 君	書 記 原 田 涉 君

地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名

市 長 福 元 晶 三 君	会 計 管 理 者 杉 尾 克 君
一宮市民局長 秋 武 賢 是 君	波賀市民局長 西 川 龍 君
千種市民局長 阿 曾 茂 夫 君	企画総務部長 清 水 弘 和 君
まちづくり推進部長 西 山 大 作 君	市民生活部長 岸 本 年 生 君
健康福祉部長 浅 田 雅 昭 君	産 業 部 長 前 川 計 雄 君

農業委員会事務局長 前 田 正 明 君

水道部長 船 引 英 示 君

総合病院事務部長 広 本 栄 三 君

土木部長 平 野 安 雄 君

教育委員会教育部長 岡 崎 悦 也 君

(午前 9時30分 開議)

○議長(岸本義明君) おはようございます。

ただいまより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりでございます。

日程に先立ちまして、諸般の報告をいたします。

報告1、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づきまして、例月出納検査の報告書が、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、平成24年度定例監査結果報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、本日、市長から議案14件が提出されております。

これにて、報告を終わります。

この際、市長より所信表明を行いたい旨の申し出がありますので、発言を許可いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9時31分休憩

————— (所信表明配付)

午前 9時31分再開

○議長(岸本義明君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

市長、福元晶三君。

○市長(福元晶三君) おはようございます。

第53回定例会の議案上程とその審議をお願いする前に、私の市長就任に当たって市政運営に対する所信の一端を申し上げ、市民の皆様、そして議員各位の御理解と御協力をお願い申し上げたい、このように考えております。

本日、この宍粟市議会本会議場に立ちますと、自ら望んだ道とはいえ、改めて宍粟市の市政運営を担う重責に、まさに身の引き締まる思いであります。市民の皆様の負託にお応えできるよう、全身全霊で市政運営に取り組む決意をいたしているところであります。

皆さんも御存知のとおり、私は40年余り行政の一員として携わってきました。平成17年の宍粟市発足後もそれぞれの部署において宍粟の一体感の醸成、活性化に向けた施策等々の議論にもかかわってきましたが、特に、この間、市政のトップであります市長自らのリーダーシップが極めて重要であるとの思いを強くし、私自身がその任に当たろうという決意を固め立候補させていただきました。1月以降、市内

各所をくまなく回らせていただき、市民の皆さんの「生」の声を数多くお聞きいたしました。その多くは少子高齢化や過疎化をはじめとする困難な課題に直面し将来への展望が持てないとの「あきらめ」に似たお気持ちが市民の皆さんの心を塞いでいるのではないかと感じてきました。この閉塞感を打破し「スピード感あふれ、躍動する宍粟市へ」を私の市政運営のキャッチフレーズとして訴えさせていただき、これに共感、期待していただいた結果として4年間の市政運営をお任せいただいたものと理解をいたしております。その期待を裏切ることのないよう、座右の銘であります「脚下照顧」を肝に銘じ精進してまいりたいと決意を新たにしているところであります。

さて、選挙戦でも訴えてきましたが、今後の市政運営に当たり、私は4つの目標を掲げ取り組むこととしたいと考えております。

一つには「市民の皆さんや職員との対話を大切にしていきたい」ということであります。

常に現場主義を貫き市長室を積極的に飛び出し、対話による行政運営に取り組んでまいりたいと考えております。その対話ではそれぞれの思いを真摯に受けとめ、その上で「できること、できないこと」、また、できるのであれば順番等を真剣に議論し、提案を取り入れ、あるいは私どもの思いを理解していただく、そのために粉骨砕身の姿勢で臨んでまいります。

また、職員とも心をつなげて課題解決に向け邁進していかねばなりません。ややもすると、これまでその雰囲気がつくり出せていなかったようにも思います。合併後8年が経過し、いつまでも旧町意識を持つべきではないのです。「宍粟」というかけがえのない故郷を元気にしたいという思いをその胸に若手職員から幹部職員に至るまで自由闊達に討論し合える環境づくりに努め、「チーム宍粟」として市民の皆さんのための施策の推進、サービスの向上に努力していきたいと考えております。

このため、市民の声を施策に反映し、さらには、時代を的確につかみ、スピード感を持って行政運営を行うため、新たに政策推進や進行管理を行う部署を設置したいと考えております。また、一方で行政懇談会など市民の皆さんとの対話についても、これまでの手法に「これで良いのか」という疑問を投げかけ、新たな手法を取り入れ進めてまいります。

二つ目は「自然と資源を活かす」ことであります。

観光基本条例、そして観光基本計画ができ上がり、いよいよ具体化に向け取り組

み飛躍する年です。春の彩りを飾る花々、避暑地にも適している森林空間、紅葉をはじめとする溪谷美、二つのウインタースポーツの拠点、温泉保養施設等々、私たちのふるさと宍粟には豊かな自然と有形無形の多くの資源が内在しているという誇りを市民の皆さんと共有し、育んでいかなければなりません。この視点は、これまでの行政運営と何ら変わるものではありません。私たちの「おもてなしの心」によって宍粟の自然や人、歴史を愛していただき、幾度となく訪れていただくための巧みな仕掛けが必要であります。今日、定住人口の増加は非常に厳しい状況にあります。しかしながら、地域の価値を再発見し、活かしていけば緩やかな定住に繋がっていくものと思います。何よりも交流人口の増加は、宍粟の人々を元気にし、産業、雇用を創出する可能性を広げます。そのための核となる施設として「ふるさと宍粟観光ステーション」の整備を行い、市内に点在する観光施設や資源を点から線へ、そして面へと繋げていくとともに、市内外に向けてはアンテナショップと位置づける神戸市北野の「西播磨ふるさと特産館」ともタイアップし、魅力発信や特産品の開発・拡充等に努めていきます。

雇用の拡大や新たな産業の創出の課題であります。企業誘致活動にはトップセールスで臨みたいと、こう思っておりますが、現状、当地への誘致が厳しいことは残念ながら認めざるを得ません。それより、今、宍粟市にある人材を含めたあらゆる資源を活かす支援が必要であります。そこに雇用という課題の解決も見えてくるものと考えております。自ら参画し、事業への愛着を感じ、地域特性を活かした、いわゆるコミュニティビジネスを支援し、若者の定住、高齢者の生きがいづくりなどに繋げていきたい、このように考えておるところであります。

また、農業政策につきましては、地産地消を積極的に推進します。例えば、一宮町の草木地区での桑の葉茶のように地域の皆さんの生き生きとした取り組みや、一つの家庭菜園が複数寄れば安定した供給体制がとれるかもしれません。朝市の復活でも直販所への出荷でもいいのでしょうか。今、高齢者の皆さんが地域でつくっておられるものを組み合わせる仕組みづくりや仕掛けによって、収入を生み、そして地域社会の中での生きがいや生き生きとした健康づくりにも期待が大きく膨らみます。

また、宍粟市の森林資源をみんなの知恵と工夫で利活用し、防災・減災の観点からも計画的な整備・施業に努めなければなりません。幸い市内には森林管理署、森林林業技術センター、山崎高校森林環境科学科など国・県の機関もそろっており、これら森林にかかわる機関の皆さんが一堂に介して宍粟の森林（もり）づくりに参画していただければ、国有林から市有林、民有林まで連携した整備・活用が図れる

ものと思っているところでもあります。まずは情報交換の場をつくらせていただき、そのようなことから進めていきたいと考えておるところでもあります。

三つ目は「人と人とのつながり、心を大事にしたい」ということでもあります。

地域づくりは、まさに人づくりであると考えてきました。常に相手の立場を尊重し、互いに認め合える雰囲気が大きく広がれば地域は変わる、このように私は確信をしております。そういう意味で、私は次代を担う子どもたちが大きくたくましく、心豊かに育つための教育、生きる力を育む施策に重点を置き進めてまいります。この生きる力を育むためには一定規模の集団による教育・保育が必要であると考えております。これまで学校規模適正化や幼保一元化を推進してまいりました。私自身も関係各位と粘り強く対話を重ね、生き生きとした子どもたちの輝く笑顔、それが見られる教育環境の整備を目指してまいります。

さらに、過疎化、高齢化という地域社会の構造になってはおりますが、いつまでも元気で生きがいを持って過ごしていただくために、それぞれのライフステージに応じた一生涯の学びのサポートと活動しやすい環境づくりに努めてまいります。中でも、健康づくりや人と人との繋がりを推進する上でスポーツは大きなきっかけづくりになり得るものと考えております。スポーツを通じ子どもから高齢者まで生き生きとした交流の輪が広がり、一体感が生まれてくる宍粟市でありたい、こう願っておるところでもあります。まさにスポーツ立市の仕組みづくりを進めていかなければならない、このように考えております。

また、私は地域医療の核である総合病院を愛していただきたいと強く思っておるところであります。地域の中核病院として、これ以上医師が減少しては地域医療が立ち行かないという危機感を持っております。全国的に深刻な医師不足の中ではありますが、整形外科医をはじめとする医師の確保や開業医の先生方との連携の強化などは喫緊の課題であり重点的に進めていかなければなりません。さらには、数年前から地域医療をサポートする会が発足し活動を展開していただいておりますが、住民自らが自発的に病院をサポートする組織の存在が医師の不足や病院経営の不振など、地方の公立病院が抱える課題の解決の一助となっている事例もあります。宍粟総合病院も市民に愛され、信頼される病院にしなければいけません。このため市民の皆さんとの協働による地域医療の維持・確保とともに基幹型臨床研修病院の事業をはじめとする事業に積極的に取り組み、良質な医療の確保等に努めてまいります。

また一方で、緊急に高度医療を必要とする場合におけるヘリポートの拡充が必要であると考えております。現状、臨時のヘリポートに活用する施設を指定している

ものの、専用のヘリポートとして整備しているところは不足をしている状況であります。臨時のヘリポートでは、その都度、ヘリの離着陸に支障がないよう消防隊員の散水作業が必要であるなど十分な状況でないため、一刻を争う中、命にかかわることであり専用ヘリポート整備を早急に進めていきたいと考えております。

四つ目は「限りある財源を有効活用する」、このことであります。

御承知のとおり普通交付税の合併特例は平成28年度から段階的に縮減され、平成33年度には一本算定となります。税収も大きく伸びることは期待できない状況であります。だからこそ限りある財源をどのように活用するのかが問われる市政運営となります。

私は、選挙期間中、「身の丈に合った行政運営」や「やれること、やれないことの決断」「事業の打順を決める」等々の手法を行政運営に取り入れると訴えてきました。持続可能な市政運営には勇気と決断が必要であります。市民の皆さんには、そのことをどうしても御理解いただかなければなりませんし、さらに、議員の皆さんにも御理解いただかなければなりません。不断の行財政改革を進め、効率化を図り、事業のスクラップ・アンド・ビルド、このことを徹底的に行いながら、重点施策には思い切った投資をするというめり張りのきいた行政運営を目指します。

私は、この間、この四つの目標を掲げ、具体策を訴えてきました。今日、その一端を申し上げましたが、個々具体の施策についてはスピード感を持って施策の展開を図ることが重要であります。

いずれにしましても、市長として宍粟市の先頭に立つとの決意で臨み、トップとしてのセールス、市民の皆さんとの丁寧な対話、職員とともに「チーム宍粟」としての機能を発揮するなど、お誓いしました「スピード感あふれ躍動する宍粟市」の実現に向けて日夜邁進する所存であります。さらに、市民の代表であります議員の皆様とは二元代表制のもと政策議論を深め、十分な対話のもと協働してまちづくりを進めていきたいと考えておりますので、どうか御理解、御協力いただきますようお願いを申し上げ、私の所信といたします。

ありがとうございました。

○議長（岸本義明君） 以上で市長の所信表明は終わりました。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第44号議案

○議長（岸本義明君） 日程第1、第44号議案、宍粟市副市長の選任についてを議題といたします。

企画総務部長、清水弘和君の退席を求めます。

暫時休憩します。

午前 9時48分休憩

————— (企画総務部長、清水弘和君退席)

午前 9時48分再開

○議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開します。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 第44号議案、宍粟市副市長の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

副市長につきましては、今後の市政運営を円滑かつ効率的に行う上で、一日も早く選任する必要があると考え、このたびの6月議会におきまして、宍粟市山崎町中野128番地、清水弘和氏を副市長に選任いたしたく、地方自治法第162条の規定に基づき提案するものであります。

清水氏は、昭和47年4月に山崎町役場に奉職以来、41年間にわたる行政経験を有され、宍粟市発足後におきましても総務部長、企画部長、企画総務部長を歴任され、行政全般に係る知識、経験とも非常に豊富で、また、その卓越した行政手腕は衆目の一致するところであり、人望も厚く、誠実な方であります。

宍粟市の将来像である「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」、この実現に向けての私の補佐役として適任者であると判断しておりますので、議員各位におかれましては、副市長の選任につきまして御理解を賜りまして、御同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 15番です。私は、今まで恐らくこういう人事案件で質疑をするというのは初めてであろうと思うんですけども、傍聴席にも元議長や副議長、そして議会運営委員長を経験された元議員の方々が傍聴に来ていただいております。そういうことから新人が6名という議会がどういうふうに変わっていくかということに大変心配をしていただいております。そういう点で一つこれも改革の一環じゃないかと思ってお聞き願いたいと思います。

一つは、先ほど市長の所信表明がありましたので、よくわかりましたけれども、行政改革についてどのような政治姿勢をお持ちの副市長なのか、お聞かせ願いたいと思います。

といいますのは、私はもうこの8年間、行政改革が進められてきて、住民負担は増やす、行政サービスは引き下げるといふふうな、そういうふうな行政改革からは決別すべき時期やと思っております。その点についていかがでしょうか。

○議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 行政は最少の経費で最大の効果を上げていく、これが行政の命題であると考えております。さらにまた、行政改革は永遠の課題であるとも、こう私は認識をしております。したがって、今回、副市長につきましても、私と同じ気持ちで取り組んでくれるものと確信をしております。

以上であります。

○議長（岸本義明君） 15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 人事案件なのでこれで終わりにしますけれども、市長にお聞きしたいのは、私が言いましたように8年間、行政改革という名のもとにいろんな部分で、水道料金はじめ引き上げがされてきました。そして、一方では住民サービスが削られてきたのが事実であります。こういうふうな行政改革とは決別すべきじゃないですか。でも、あなたは今、所信表明で行政改革を進めるとおっしゃいました。私はそういうこととは相反するものじゃないかなと思っておりますが、いかがでしょうか。これで終わりますが。

○議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） ただいま申し上げましたとおり、行政というのは最少の経費で最大の効果を上げる、これは命題であると、このように考えております。したがって、いい部分、悪い部分を含めて行政改革は必要であると、このように認識をしております。

○議長（岸本義明君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第44号議案については、会議規則第39条第3項の規定によりまして、委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岡田初雄君) 御異議なしと認めます。

第44号議案は、委員会の付託を省略することが決定しました。

これから討論を行います。討論はございますか。

15番、岡前治生議員。

○15番(岡前治生君) 15番です。私は、今、提案になっております清水さんとは合併以来8年間つき合わせていただいて、議会でも喧々囂々と議論をさせていただきました。その中でやっぱり行政改革の一番の大もとである部署におられましたし、先ほども言いましたように住民負担を増やしてきた、こういう行政改革が続いておりますし、そしてまた、住民サービスを減らしてきた、こういうことであります。もう地域住民に対しては本当にこれ以上の負担には耐えられないというところまで来ております。そういうところから、やっぱり市政は市民の声にしっかりと耳を傾けるべきだと思います。そういう点で副市長には私は適任者でないと思いますので、反対いたします。

○議長(岸本義明君) 次に、賛成者の発言を許します。

9番、秋田裕三議員。

○9番(秋田裕三君) 私は賛成をいたします。清水氏は、長年にわたって行政に勤めておいでです。私自身、総務文教でずっと議論のやりとりをしてきました。行政知識はすぐれたものがあります。これが1点目。

それから、第2点目には、職務に対する誠実さ、正直さ、これは公務員としては非常に大事な要素であります。誠実さ、公明正大さ、この点を評価したいと思います。

それから、3点目には、私は、時代が求めるスピード、迅速なる判断、こういったことに清水氏は極めてすぐれた能力をお持ちである、このことを信じて副市長で適任であるというふうに信じております。そういった意味で、今回の副市長の人事案件に対しまして賛成をいたします。同僚議員も願わくば賛成をお願いいたします。

以上であります。

○議長(岸本義明君) ほかに討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

第44号議案を起立によって採決いたします。

第44号議案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第44号議案は、原案のとおり同意されました。

企画総務部長、清水弘和君の入場を許可いたします。

暫時休憩します。

午前 9時57分休憩

—————（企画総務部長、清水弘和君入場）

午前 9時57分再開

○議長（岸本義明君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第2 第45号議案～第47号議案

○議長（岸本義明君） 日程第2、第45号議案、宍粟市教育委員会委員の任命についてから、第47号議案、宍粟市教育委員会委員の任命についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 第45号議案から第47号議案、宍粟市教育委員会委員の任命についての3議案につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

第45号議案で提案しておりますのは、本年5月14日の小倉委員の辞任により、教育委員会委員の1名が空席となっておりますが、本市の教育行政の効率的な運営のためには、一日も早い空席の解消が必要と判断し、この6月議会において宍粟市一宮町上岸田173番地、西岡章寿氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

西岡氏は、昭和50年に教諭と奉職されて以来、長年にわたり宍粟市をはじめとする近隣中学校の教諭、中学校長を歴任され、また兵庫県教育委員会中播磨教育事務所主任指導主事、西播磨県民局西播磨文化会館主任文化専門員を歴任されるなど、学校教育・社会教育における見識が深く、教育行政の経験もあり、また、自治会役員として地域活動にも精力的に取り組まれ、人格、識見ともにすぐれ、周囲の人望も厚く、教育委員として適任者であると確信しております。

次に、第46号及び第47号議案におきましては、現委員の上山委員と村上委員の任期が本年6月2日をもって満了となるため、宍粟市一宮町下野田159番地、弓削ル

リコ氏、宍粟市千種町西河内651番地、金本一二氏を新たに任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

弓削氏は、幼稚園、小学校、中学校のPTA役員を歴任され、また、当市の学校教育の基本計画となる「宍粟市義務教育の振興に係る長期構想」基本計画策定委員として貴重な提言をいただくなど、学校教育の識見が深く、児童・生徒の健全育成に大きく貢献されております。また、社会大学の講師や宍粟市少年少女合唱団の理事を務められ、社会教育への識見も深く、また、婦人会、自治会女性部活動なども精力的に取り組まれており、周囲の人望も厚く、人格、識見ともすぐれ、教育委員として適任であります。

金本氏におきましても、幼稚園、小学校、中学校のPTA会長、評議員などを歴任され、また、中学校区育成委員会委員として青少年の健全育成・非行防止等に尽力いただき、学校教育、社会教育、青少年育成への識見は大変深いものがあります。また、民生委員として子どもから高齢者、障がいのある方などからの相談にも応じ、精力的に活動され、さらに宍粟市社会福祉協議会理事として、住民の福祉の増進にも尽力されております。さらに自治会役員等もされ、地域活動にも精力的に取り組まれ、周囲の人望も厚く、人格、識見ともすぐれ、教育委員として適任であります。

議員各位におかれましては、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき発言を許可します。

15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） あえてもう質問しなくても答弁わかっておりますから、聞かなくてもいいようなものですけども、あくまで通告をしておりますのでお聞きいたします。

今ほど教育委員会の改革というふうなものが求められている時代はないと思います。そういう点でどの方が教育委員になり、また教育長になるかということは大変大きな問題であって、今、いじめの問題でありますとか、子どもの命を守る問題、また貧富の格差の問題、そういうことについてしっかりとした人権感覚をお持ちの方がなっていて、そしてきめ細かい教育のためには、ただ単に人数が少ないからといって学校をまとめるだけではなくて、そういうふうなきめ細かい教育がで

きるというふうなことも私は大事ではないかと思っております。

そういうことから言いましても、幼児教育においては今の幼保一元化計画、認定こども園については反対でありますし、教育にも学校の統合やとか、幼保一元化もそのとおりでありますけれども、行政改革が持ち込んできたものであります。本来であれば、教育委員会がこういうものについてはきっぱりと拒否をする、そういうふうな教育委員会でなければならぬというふうに私は思いますけれども、市長はどのような理由でこういう方を3名指名されたのか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） まさに今おっしゃいましたとおり、教育委員会の改革というのは非常に重要な部分であります。特に、市民から信頼される教育委員会も大事な部分があります。したがって、私はそういう観点で今回民間からも登用して、大いに議論をしていただく中で教育を進めていただきたいと、このように思っております。

さらにまた、幼保一元化等々の行政改革の考え方ではありますが、もう既に教育委員会においては幼保一元化の方向性も決定をなされております。行政というのはそういうことを引き継ぎながら、地道に進めていくことが肝要であろうと、このように考えております。

それから、教育に行政改革、この問題ではありますが、教育内容と教育の条件整備とは少し区別をしながら考えていく必要があるのかなあと、このようにも思っております。したがって、冒頭申し上げましたとおり、行政改革は永遠の課題でありますので、そういう観点で進めていきたいと、このように思っております。

○議長（岸本義明君） ほかに質疑はございませんか。

5番、鈴木浩之議員。

○5番（鈴木浩之君） 鈴木です。教育委員の指名について、ちょっとお伺いしたいことがございます。まず、現在進行している幼保一元化であるとか、学校規模適正化、これは規模は集団の確保ということで環境整備ということだと思っておりますけれども、一方で、教育の質の向上ということに関して、教育委員の方がどのような考えをお持ちかということをお伺いしておかないと、こちらも同意ができない状況だと思っておりますので、そのあたりをお聞かせ願えればと思います。

○議長（岸本義明君） 市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 所信でも述べましたとおり、私は一定の集団を確保するというのは、子どもたちにとって非常に重要な部分であろうと、このように認識をして

おります。したがって、その方向で今後も進めていきたいなど、このように考えております。

しかしながら、質の向上につきましても、先ほど御質問がありましたとおり、教育内容の中身の問題であります。今回、委員に提案しております3名の委員はそれぞれ教育内容についても識見を持っておられる方々であるとは私は考えております。したがって、そういうことについては子どもたちの教育の向上のために必ず尽力をしていただけると、このように考えております。

○議長（岸本義明君） 以上で質疑を終わりたいと思います。

お諮りします。

ただいま議題となっております第45号議案から第47号議案までの3議案につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思ます。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

反対者の討論を先に認めます。

15番、岡前治生議員。

○15番（岡前治生君） 15番です。それではこの人事案件3件についての反対討論を行います。

私は、この3名の方については、残念ながら顔と名前が一致しません。だから、反対するというわけではありませんけれども、私が言いましたように、今、教育改革、教育委員会の改革そのものが大変求められている時期に、旧態依然とした幼保一元化を進めるとか、学校規模適正化を進めることを前提とした、それに賛同する教育委員さんであれば、私は納得がいかないものであります。

今朝のニュースでも言うておりましたけれども、政府でさえ閣議決定をした女性手帳、これの配付を決めておりましたけれども、野党の反対が多い、また女性の人権問題にかかわることであるからということで取り下げております。このように住民の声を聞いて、いくら市が決めたということであっても、だめなことはだめということで、切り替えを、ハンドルを切っていかなければならないんですね。にもかかわらず同様のことを繰り返そうとされておりますので、私は反対いたします。

○議長（岸本義明君） 次に、賛成者の発言を許可します。

ございませんか。

11番、東 豊俊議員。

- 1 1 番（東 豊俊君） 同意に賛成という立場で申し上げたいと思うんですけども、今、同意に反対というところで、幼保一元化を進めるための委員であればやっぱりよくないという言い方がありましたけども、幼保一元化を進めるための教育委員の任命ではないと判断をしております。質の高い教育を進めるための教育委員の任命と判断をしております。そういった意味ではいろんな立場の方を選んでおられるということから、今後においては質の高い教育が望めるんじゃないかなというふうに思いますので、同意に賛成をする立場での発言といたします。

以上です。

- 議長（岸本義明君） ほかに討論はありませんか。

5番、鈴木浩之議員。

- 5 番（鈴木浩之君） これは賛成、反対ということよりも同意するために、先ほども伺ったんですけども、質の向上に関して、それは当然当たり前のことで教育委員は任命されると思うんですけども、具体策を……

- 議長（岸本義明君） 反対か賛成か。

- 5 番（鈴木浩之君） 反対です。反対としての討論をさせていただきます。

先ほども質問いたしましたとおり、質の向上に関してどのように具体策を考えていらっしゃる、アイデアをお持ちなのかということをお伺いしない限り、同意はできないというふうに考えておりますので、反対として討論をさせていただきます。

- 議長（岸本義明君） ほかに討論はありませんか。賛成者の方。

12番、福嶋 斉議員。

- 1 2 番（福嶋 斉君） 賛成の立場から一言発言します。

実は、3年半ほど前に丹波市のほうの幼保一元化というところを視察をさせていただきました。ここにおきましては、今、幼保一元化が反対だという議員がおられるので、はっきり申し上げますが、住民の中でお寺さんであったり、いろんなところで幼稚園とか保育所をやっておられたと。この状態ではやはりばらばらで、あまり少数でよくないということで、一つにまとめて、そして幼保一元化という形、認定こども園という形にしてやっていこうじゃないかということで、地域が作り上げた、こういうふうに聞いております。こういう形でいいんじゃないかと思っております。よって、賛成といたします。

○議長（岸本義明君） これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

採決は、分離して行います。

まず、第45号議案を採決いたします。

第45号議案を起立により採決します。

第45号議案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第45号議案は、原案のとおり同意されました。

続いて、第46号議案を採決いたします。

第46号議案を起立により採決します。

第46号議案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第46号議案は、原案のとおり同意されました。

続いて、第47号議案を採決いたします。

第47号議案を起立により採決します。

第47号議案を原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岸本義明君） 起立多数であります。

第47号議案は、原案のとおり同意されました。

日程第3 第48号議案～第50号議案

○議長（岸本義明君） 日程第3、第48号議案、宍粟市公平委員会委員の選任についてから、第50号議案、宍粟市公平委員会委員の選任についてまでの3議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長（福元晶三君） 第48号議案から第50号議案、宍粟市公平委員会委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

公平委員会委員の選任につきましては、地方公務員法第9条第1項の規定により、宍粟市波賀町安賀499番地、清水康廣氏、宍粟市山崎町鹿沢234番地5、鎌田裕明氏、宍粟市一宮町黒原139番地、山本真也氏の3名が選任されておりますが、平成25年

6月15日をもって任期満了となります。

このうち清水康廣氏につきましては、引き続き選任し、鎌田氏及び山本氏は退任される意向のため、後任として宍粟市山崎町神谷137番地、釜田道夫氏、宍粟市一宮町安積68番地、大前千里氏を選任いたしたく、同法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議員各位におかれましては、清水氏、釜田氏及び大前氏の3名の人格及び識見等を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第48号議案から第50号議案までの3議案につきましては、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

続いて採決を行います。

採決は、分離して行います。

まず、第48号議案を採決いたします。

第48号議案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第48号議案は原案のとおり同意されました。

続いて、第49号議案を採決いたします。

第49号議案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第49号議案は原案のとおり同意されました。

続いて、第50号議案を採決いたします。

第50号議案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第50号議案は原案のとおり同意されました。

日程第4 第51号議案

○議長(岸本義明君) 日程第4、第51号議案、宍粟市監査委員の選任についてを議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長(福元晶三君) 第51号議案、宍粟市監査委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第195条の規定により、2名が選任されておりますが、そのうち識見監査委員として、宍粟市波賀町齋木2193番地、榎谷和人氏を選任をしておりました。

平成25年5月28日をもって任期満了となりますが、引き続き榎谷氏を選任いたしたく、同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議員各位におかれましては、榎谷氏の人格及び識見等を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第51号議案につきましては、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

続いて採決を行います。

第51号議案を原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第51号議案は原案のとおり同意されました。

日程第5 第52号議案

○議長(岸本義明君) 日程第5、第52号議案、宍粟市監査委員の選任についてを議題といたします。

藤原正憲議員の除斥を求めます。

暫時休憩します。

午前10時18分休憩

—————(藤原正憲議員退席)

午前10時18分再開

○議長(岸本義明君) 休憩を解き、会議を再開します。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長(福元晶三君) 第52号議案、宍粟市監査委員の選任につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

監査委員の選任につきましては、地方自治法第195条の規定により、2名が選任されておりますが、そのうち議員から選任されておりました岸本義明氏の任期が満了となりました。

つきましては、後任に宍粟市波賀町齋木306番地、藤原正憲氏を選任したく、同法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議員各位におかれましては、藤原氏の人格及び識見等を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(岸本義明君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第52号議案につきましては、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

続いて採決を行います。

第52号議案を原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第52号議案は原案のとおり同意されました。

藤原正憲議員の入場を許可します。

暫時休憩します。

午前10時20分休憩

————— (藤原正憲議員入場)

午前10時20分再開

○議長(岸本義明君) 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第6 第53号議案～第57号議案

○議長(岸本義明君) 日程第6、第53号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてから、第57号議案、人権擁護委員候補者の推薦についてまでの5議案を一括議題といたします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

市長、福元晶三君。

○市長(福元晶三君) 第53号議案から第57号議案、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることにつきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

宍粟市では、11名の人権擁護委員が法務大臣から委嘱され、人権にかかわる重要な職務に従事し、御活躍いただいているところであります。

このたび、宍粟市一宮町安積68番地、大前 強氏、宍粟市波賀町齋木2703番地、谷口朱美氏、宍粟市千種町黒土55番地、平田安子氏、宍粟市一宮町三方町220番地、進藤 榮氏、宍粟市波賀町谷662番地1、森本都規夫氏の5名が平成25年9月30日で任期満了となります。このうち大前氏、谷口氏、平田氏の3名につきましては、引き続き人権擁護委員として活躍していただくため、今回推薦するもので、進藤氏と森本氏につきましては、退任の意向のため、宍粟市一宮町百千家満639番地、薄木陽子氏、宍粟市波賀町安賀278番地、福澤隆行氏の2名につきまして新たに人権擁護委員として活躍していただきたく、候補者に推薦するものであります。

大前氏、谷口氏、平田氏の3名につきましては、現在も人権擁護委員として積極的に活躍いただいております、人格、識見ともすぐれた方々であります。

また、今回、新たに推薦する薄木氏、福澤氏の2名におきましても、自治会などを通じて人権意識の向上に努めていただいております、人格、識見ともにすぐれ、人権意識が叫ばれている今日、宍粟市の市民の人権擁護に取り組んでいただきたく、ここに推薦し、議会の御意見を求めるものであります。

議員各位におかれましては、諸事情を御賢察の上、原案に御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（岸本義明君） 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第53号議案から第57号議案までの5議案につきましては、議事の順序を変更して直ちに採決を行いたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

続いて採決を行います。

採決は、分離して行います。

まず、第53号議案を採決いたします。

第53号議案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第53号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第54号議案を採決いたします。

第54号議案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（岸本義明君） 御異議なしと認めます。

第54号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第55号議案を採決いたします。

第55号議案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第55号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第56号議案を採決いたします。

第56号議案を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第56号議案は原案のとおり可決されました。

続いて、第57号議案を採決いたします。

第57号議案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(岸本義明君) 御異議なしと認めます。

第57号議案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、6月6日午前9時30分から開会いたします。

本日はこれで散会いたします。

御苦労さまでした。

(午前10時25分 散会)